

令和5年5月31日

主文

後記「事実」欄第2の3記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取り消し、国民年金法第30条ないし第30条の2の規定による障害等級2級の障害基礎年金の支給を求めるということである。

第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

1 請求人は、初診日を平成○年○月○日であるとする統合失調症(以下「本件傷病」という。)により障害の状態にあるとして、令和○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求(予備的に事後重症による請求)として、障害基礎年金の裁定を請求した。

2 上記1の受付がされた後に、本件裁定請求について、次の経緯があった。

(1) 請求人は、令和○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、上記1のとおり、障害基礎年金の裁定を請求したが、日本年金機構障害年金センター(以下「障害年金センター」という。)は、提出書類を確認した結果、請求人には、軽度知的障害があり、これと本件傷病は相当因果関係があるとして、初診日は誕生日と判断されることから、本件裁定請求書の「初診日」欄の記載の訂正を要すること等を指摘して、同年○月○日頃、○○年金事務所に対して同請求書を返戻した。

(2) 請求人は、日本年金機構の指示に従い、本件裁定請求書の「初診日」欄の

記載を訂正するなどした上で、令和○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、初診日を昭和○年○月○日とする本件傷病により障害の状態にあるとして、事後重症による請求として、障害基礎年金の裁定を請求した。

3 厚生労働大臣は、本件傷病の初診日は請求人が20歳に達する前であると認定した上で、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、裁定請求日における本件傷病による障害の状態(以下「本件障害の状態」という。)は、国民年金法施行令(以下「国年令」という。)別表に定める2級の程度に該当するとして、受給権を取得した年月を同年○月とする国民年金法第30条の4第2項の規定による障害等級2級の障害基礎年金を支給する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

4 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

5 請求人は、上記審査請求の趣旨として、請求人が○歳時に受診した「平成○年○月○日」が本件傷病の初診日であると主張した。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

1 障害基礎年金の支給を受けるためには、(ア)障害の原因となった傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において、国民年金の被保険者であって、その初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、① 当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が当該被保険者期間の3分の2を満たしていること、又は、② 当該初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間がないこと、のいずれ

れかに該当していること、そして、(イ)障害認定日又は裁定請求日におけるその傷病による障害の状態が、国年令別表に定める程度(障害等級1級又は2級)に該当することが必要とされている。なお、その傷病の初診日が20歳に達する前である場合には、上記(ア)記載の要件を要しないこととされている。

- 2 本件の場合、本件障害の状態が国年令別表に定める2級の程度に該当することについては、当事者間に争いはなく、厚生労働大臣が前記「事実」欄第2の3記載の原処分をしたことに対し、請求人は、本件傷病の初診日は平成〇年〇月〇日であることを前提とした国民年金法第30条ないし第30条の2の規定による障害等級2級の障害基礎年金の支給を求めているのであるから、本件で検討すべき問題点は、本件傷病の初診日はいつと認められるかであり、次に、認定した初診日において、上記1(ア)記載の要件を満たしていると認められるかどうかということである。

第2 当審査会の判断

- 1 初診日に関する証明資料は、国民年金法が発病又は受傷の日でなく、初診日を障害基礎年金の受給権発生の基準となる日と定めている趣旨からいって、直接その診療に関与した医師(歯科医師を含む。)若しくは医療機関が作成したもの、又はこれに準ずるような証明力の高い資料でなければならぬと解するのが相当である。

また、国民年金法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続きその効力を有するものとされ、当審査会も、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度としてそれに依拠するのが相当であると考え、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「障害認定基準」という。)は、「第1 一般的事項」の「3 初診日」で、「初診日」とは、「障害の原因となった傷病につ

き、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいう。」としているところ、障害の原因となった傷病の前に、その傷病と相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日をもって、障害の原因となった傷病の初診日と解するのが相当である。

さらに、障害認定基準の第3第1章「第8節/精神の障害」によると、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされ、知的障害とは、知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に持続的な支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるものをいうとされている。

2 (略)

- 3 これらの事実を総合勘案するならば、「障害認定基準上の認定対象となる知的障害とは、知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に持続的な支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるものをいうとされているところ、」請求人は、無口で成績も不振であったものの、小学校、中学校と普通学級で履修し、小学4年の頃に肺炎で小児科に入院したときに、発語が少ないことを指摘され、また、小中学校でいじめを受け、中学校では不登校になったとされているが、その当時に知能検査や療育指導などを受けたことをうかがわせる記載はないことが認められ、さらに、審査官の照会に対するA医師の令和〇年〇月〇日付け回答書によれば、A医師は、軽度知的障害と本件傷病は相当因果関係があるとしているものの、理由として、平成〇年〇月〇日に実施したJART検査では、病前IQは「86」と平均知能域であったが、同月〇日実施のWAIIS-Ⅲ検査では、全検査IQは「54」で軽度知的障害域であった、知的機能の低下は疾病(注:本件傷病)によるものと思われたと回答していることが認められる。

以上の諸事情に加え、本件傷病が初診日を平成〇年〇月〇日（発症年月日は平成〇年頃。請求人が〇歳頃）とする統合失調症であることにも照らして考えれば、その発症後の同年〇月〇日に実施されたW A I S - Ⅲ検査で I Q 5 4 の結果が出ていたからといって、このことが、請求人がその出生時から知的障害を発症していたこと、また、当該知的障害が本件傷病と相当因果関係を有する傷病であることを認める十分な根拠になるものではない。

そうすると、上記「事実」欄第2の2記載の障害年金センターの判断には十分な根拠があるとはいえないのであり、その判断に従って訂正された請求人の請求（初診日を昭和〇年〇月〇日であるとするもの）を維持するのは相当ではなく、請求人が審査請求において申立てをしているとおり、保険者としては、本件傷病の初診日を平成〇年〇月〇日とする障害認定日による請求がされている（予備的に事後重症による請求も維持されている）ものとして、この点の判断をすべきである。

4 そして、本件記録によれば、本件傷病の初診日は、a 病院を受診した平成〇年〇月〇日と認めるのが相当であり、請求人は、①同日において、国民年金の被保険者であること、②同日の前々月までの1年間（平成〇年〇月から平成〇年〇月までの1年間）は、全て保険料納付済期間であることが認められる。また、本件裁定請求において、障害の程度の認定を行うべき日（障害認定日）は、平成〇年〇月〇日から1年6月が経過した平成〇年〇月〇日となり、障害認定日における本件傷病による障害の状態は、本件診断書により、その程度を認定することが可能である。

5 そうすると、当審査会の上記判断と趣旨を異にする原処分は妥当でないから、これを取り消すこととし、主文のとおり裁決する。

なお、保険者は、まず、障害認定日に

おける本件傷病による障害の程度について判断すべきであり、それが国年令別表に定める程度に該当すると認められない場合には、受給権を取得した年月を令和〇年〇月とする国民年金法第30条の2の規定による障害等級2級の障害基礎年金を支給する旨の処分を行うべきである。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。